

フィルム太陽電池研究コンソーシアム 会則

設立年月日 令和 2年 10月 1日

(名称及び所在地)

第1条 本会は、フィルム太陽電池研究コンソーシアム(以下「本会」という。)と称し、事務所を宇治市五ヶ庄 京都大学化学研究所 複合基盤化学研究系 分子集合解析研究領域(若宮研究室)に置く。

(趣旨)

第2条 本会は、フィルム太陽電池を軸にした研究開発動向及び市場動向に関する情報交換や人的交流等を促進し、フィルム太陽電池の実用化を促進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流機会の提供
- (2) 他のネットワークとの連携活動
- (3) 勉強会、講習会等の開催
- (4) フィルム太陽電池に関連する情報の収集・配信
- (5) 本会活動より発展し発足した分科会の活動
- (6) その他、本会の設立趣旨に沿う事業

(会員)

第4条 本会の会員は、フィルム太陽電池の研究、開発、製造、および販売に従事または関心を有する以下の会員により構成される。

- (1) 法人会員:別途定める年会費を納める法人の会員
 - i. 正会員:勉強会、講習会等への参加(原則、無料)。分科会活動にも参加できる。
 - ii. 準会員:勉強会、講習会等への参加(原則、参加者1名に限り無料)。オンライン参加費は、当該会員企業からの参加者1名に限り無料とする。
- (2) 研究機関会員:主に研究開発を行うための、国の機関・独立行政法人・特殊法人・地方自治体の研究所・大学等の教育機関の個人会員
- (3) 学職会員:本会趣旨に賛同し、アドバイスや情報および共同研究の環境を提供できる学識経験者

(代表・副代表・幹事)

第5条 本会の業務遂行のため、以下の役員を定める。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 幹事 若干名

2 幹事は会員(法人正会員および学識会員)の中から総会で選出する。代表、副代表は幹事の中から互選する。

(代表・副代表・幹事の任期)

第6条 代表・副代表・幹事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(代表・副代表・幹事の職務)

第7条 代表は、本会の会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐する。

3 幹事は、代表、および副代表を補佐し、会務を実行する。さらに本会の財産状況の監査の役割を担う。

(事務局)

第8条 本会は事務局を置くものとし、事務局所在地は、京都大学 化学研究所 複合基盤化学研究系 分子集合解析研究領域(若宮研究室)内とする。

2 事務局は、代表の指示に従って本会の事務を行う。

(総会)

第9条 本会は会員により組織の運営等に係る重要事項を審議するため総会を置く。

2 総会は、年に1回以上開催することとし、代表が必要と認めたときに随時開催する。

3 総会では、以下の事項について決議を行う。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画や報告
- (3) 会計報告
- (4) 役員を選任や解任
- (5) コンソーシアムの解散
- (6) その他コンソーシアム運営に関する重要事項等

4 法人会員(正会員)、学識会員で構成し、それぞれが1票の投票権を持つ。

5 総会は上記構成員の半数以上の出席をもって成立する。

6 総会での決議は、出席者の過半数を成立の要件とする。

(運営委員会)

第10条 本会の活動計画等を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、代表、副代表、幹事で構成する。
- 3 運営委員会の長は代表をもって充てる。
- 4 運営委員会は、代表が必要と認めたときに随時開催できるものとする。

(新規入会手続)

第11条 本会に入会を希望する者は、所定の手続きによって入会を申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 前項により入会を承認されたすべての会員は、入会に当たり、事前に秘密保持に関する取り決め等を含む所定の誓約書を提出しなければならない。

(退会手続)

第12条 本会の退会を希望する者は、所定の手続きにより事務局へ退会届を提出しなければならない。また、法人会員にあたっては、退会前に会員期間中の会費を完納しなければならない。

(会費および事業年度)

第13条 本会の事業年度は当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 会員の会費は、次のとおりとする。

法人正会員 年 15 万円(参画企業 1 社あたり)

法人準会員 年 5 万円(参画企業 1 社あたり)

研究機関会員 年 1 万円(個人)

3 会費は本会の目的以外には使用しない。

4 学識会員からは会費は徴収しない。

5 学識会員は本会の目的を達成するために各会員の有する学識を提供する。

(会計)

第14条 会計帳簿は事務局が作成し保管する。

2 会員は事務局への請求により会計帳簿を閲覧できる。

3 収支の概要を示す収支報告書は総会にて報告され、総会における承認決議を受ける。

4 総会報告時には会計帳簿や収支報告書に誤りがないことを幹事 2 名以上にて確認する。

(契約)

第15条 本会における活動の結果、共同研究の実施を希望するに至った場合には、法人会員、研究機関会員、学識会員所属機関の間において、別途、共同研究契約やその他必要な契約を締結するものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、運営委員会で審議する。

附 則

この規約は、令和 2年 10月 1日から施行する。

この規約は、令和 3年 2月 16日に改正した。

この規約は、令和 3年 3月 10日に改正した。

この規約は、令和 3年 11月 25日に改正した。